3 各活動班の役割

①会長・副会長の役割

- ●要配慮者への配慮
- ●管理・運営の申合せ
- ●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括
- ●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災 害対策本部及び関係機関等との連絡・調整

●要配慮者への配慮

※避難所ルールは基本的に、避難所外避難者も含む避難者の話し合いで決まります。日ころから要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人などがつらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

●管理・運営の申合せ

- ※避難所を管理・運営するに当たり、施 設管理者や災害対策本部と右表事項等 について確認し、各班(班長)と情報を 共有した上で、全避難者に伝え、円滑な 運営に努めます。
- ※運営委員においては、女性や障がいの ある人等の意見も聞けるよう複数名の 当事者及び介護者をメンバーに入れま す。

(例)

申合せ事項	内容
トイレの利用方法	
ごみの排出方法	
食料・物資の配分方法	
喫煙場所	
起床・消灯時間	
ペットについて	
避難所内の警備管理体制	
建物内火気厳禁	

●施設管理者及び災害対策本部との調整・統括

- ※各班からの要請事項について、代表者は、総務班を指揮し、施設管理者及び災害対策本部に 連絡し、対応について調整します。
- ※災害対策本部からの連絡事項について、各班(班長)へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

|●避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮、市災害対策本部及び関係機関

等との連絡・調整

- ※避難所運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い、避難所運営委員会のメンバーへ的確な指示を行います。
- ※避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。また、避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。